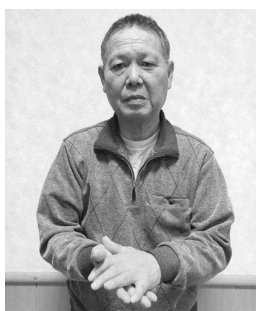


今月の手話

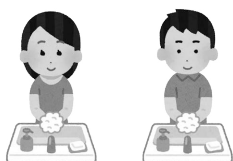
平成27年3月に「名寄市みんなを結ぶ手話条例」が施行されました。このコーナーでは、市民の皆さまに手話を親しんでいただくために、毎月1つずつ手話を紹介します。

◆問い合わせ 社会福祉課(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3226)

その53 「手を洗う」



両手をすり合わせて、手を洗う動作をします。



今月の講師

上川北部聴覚障害者協会名寄支部(※) 森 興市さん
※名寄近郊に住む聴覚障がい者の会です。

誕生もち助成事業

健やかな成長を願って

市では1歳を迎えるお子さまに、日本一の名産もち米を使った「誕生もち」を贈呈しています。



やまだ めいな
山田 芽衣奈ちゃん
令和元年5月生まれ
保護者からの
メッセージ

1才のお誕生日おめでとう★

この1年でとても大きくなったね!

これからもたくさんの可愛い笑顔をみせてね♪

「誕生もち」とは

お子さまの満1歳の誕生日を祝う行事に使うもちで、1升ほどのもちを風呂敷などにくるんで赤ちゃんに背負わせて歩かせたりします。

「もちのように粘り強い体と心を授かる」「一生食べ物に不自由しない」「すくすくと成長する」などさまざまな願いが込められています。

◆問い合わせ こども未来課子育て支援係(名寄庁舎2階)
☎01654③2111(内線3245)

COLUMN*

VOL.38

なよろっぽい家づくりの会



住まいの地震対策①

日本は、巨大地震がどこの地域でも発生する可能性もあって、それは突然に襲ってくるものです。発生に備え準備を整えようとも、家屋自体が地震に耐えられるかという根本的な不安があります。家が倒壊すると火災や土砂崩れなどの二次災害から避難できず、また、事前に準備した備えも無駄になってしまいます。

《自宅の「建築年月日」を確認する》

建築年月日(厳密には建築確認申請日)が分かれば、おおよその家屋の耐震性が判断できます。建築基準法は、大地震が発生するたびに改正され、より耐震性の高い住宅を作るように見直しされているのです。

まず一番大きな基準としては、建築年月日が昭和56年6月1日以後かどうかです。その日に改正された建築基準法の耐震基準は、従前の基準と比較して大きく内容が見直しされました。現在でも、この日以前なら『旧耐震基準』、以後なら『新耐震基準』と呼ばれ、地震対策の目安に使われています。これ以降に建築確認申請を取得した住宅であれば、震度6強の地震が発生しても即座に”倒壊・崩壊する”可能性は低いとされています。

次の基準は、建築年月日が平成12年6月1日以後かどうか

です。これは、平成7年に発生した阪神・淡路大震災がきっかけとして見直しされ、この日に改正されました。これまでは、建物の構造だけが対象となっていたところ、地耐力に応じた基礎構造が明記され、事実上、**地盤調査の実施が義務化**されました。この改正日以降に建築確認申請を取得した住宅であれば、さらに地震で”倒壊・崩壊する”可能性が低いと考えられます。

実際に、阪神・淡路大震災や東日本大震災が発生したときも、「昭和56年6月1日」以降に建築された家は、それ以前の家と比べ、被害が少ないことが確認されています。

以上のことから、『自宅の耐震性』は、『建築年月日』が1つの判断基準になるということです。



しかし新耐震基準を満たしていれば、絶対に倒壊しないとはいえません。あくまでもその可能性が低い、ということです。また「倒壊しない」から、そのまま住み続けられるとも限りません。続きは次回に・・・

◆問い合わせ なよろっぽい家づくりの会事務局
(NPO法人なよろ観光まちづくり協会内)
☎01654④6711